

⑨教育現場における差別事件

教育現場における差別事件は、毎年あとを絶たず、小学校や中学校での生徒による差別発言、賤称語を使った落書き事件が報告されている。また、同和教育、人権教育の取り組みの全国的な後退を反映して、差別事件を指摘できない学校現場の実態が浮き彫りになってきている。

石川県では、二〇一一年四月二二日、金沢市内の中学校での修学旅行説明会で、差別的な内容の注意がなされたとの告発が四月二五日に部落解放同盟北陸事務所になされた。内容は「修学旅行の行き先には同和地区という所がある」「一般の人よりもひじょうに貧しい地区」「知らずにはいって、ぜんぜん別のことで笑っていても、自分たちのことで笑っていると勘違いされるかもしれない。そうでないといって謝罪しても、それですまないこともある。危ないので、速やかにすぐに出なさい」というもの。この問題について、一二月二六日、金沢市役所で当該中学校を対象にした糾弾会をおこない、説明会で注意事項として同和地区についてふれたことで、誤った認識を子どもたちに与えたことを反省。教職員の同和教育研修の実施や、三年生が卒業するまでに、生徒に与えた誤った認識を修正することなどを確認した。三月二六日には、金沢市教育委員会への糾弾会が金沢市役所でおこなわれた。

福岡県では、二〇一一年八月に新聞報道で福岡教育大学での外部講師による差別（発言）講演事件が明らかになった。二〇〇九年八月一日に開催された福岡教育大学主催の講演会で、外部講師が校区内に同和地区がある中学校をユダヤ人が大量虐殺された強制収容所にたとえて「ここは学校なんかじゃない。アウシュビッツだ」などと、同和地区を校区に含む学校にたいする差別的な予断と偏見を助長する発言をしたもの。講演会には教職員を中心に六一人が参加。大学も、ことの重大性や問題点を認識せず、二〇一〇年三月に「講演記録」として冊子にまとめ、一七五冊を他大学や教育関係機関へ配布、一一年二月には一五三七冊を増刷、県内の小中高校に配布していた。さらに同年三月には「研究紀要」として一四九冊を他大学や教育関係機関に配布した。なお、「講演記録」「紀要」の作成時に同大学の関係者もかかわっていたが、なんらの指摘もなかった。